

# 兵庫県医療機関等生産性向上・職場環境整備等緊急支援事業

同事業について下記のとおり追加募集を行います。

## 【追加申請期間】

令和7年12月15日(月)から令和7年12月22日(月)

※既に申請済みの医療機関等は対象外

## 制度概要

業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善を図るため、人材確保が喫緊の課題となっている中、限られた人員により効率的に業務を行う環境の整備費用等を補助します。

## 補助対象者

令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届けている、病院、医科・歯科診療所（有床・無床）、訪問看護ステーションの開設者

## 申請期間【追加】

令和7年12月15日(月)から令和7年12月22日(月)まで（実績報告期限：令和8年3月2日）

※既に申請済みの医療機関等は申請できません。

## 申請方法

兵庫県医療機関等生産性向上・職場環境整備等緊急支援事業のホームページから申請  
PC、タブレット、スマートフォンから申請が可能です。

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/seisanseishien.html>

【申請フォーム】

または   で検索



インターネット申請が困難な場合は、郵送での申請を受け付けますのでコールセンターにご連絡下さい。  
(ただし、郵送の場合は12月19日(金)消印有効)

## 補助内容

### ●補助額（上限）

病院・有床診療所(5床以上)	許可病床数×4万円
有床診療所(4床以下)・無床診療所・訪問看護ステーション	1施設×18万円

### ●補助対象となる取組み

令和6年4月1日から令和8年2月28日までに行う以下の取組み（複数の組み合わせ可）

○ICT機器等の導入による業務効率化

業務効率化に資する設備の導入経費（税抜）

例）タブレット端末、離床センター、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ 等

○タスクシフト/シェアによる業務効率化

医師事務作業補助者、看護時補助者等の職員の新たな雇用によるタスクシフト/シェアに係る経費

○給付金を活用した更なる賃上げ

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

※ベースアップ評価料により手当されている部分以上の賃上げが対象

※薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、事務職員、その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師は40歳未満の若手医師・若手歯科医師に限る）

## 【コールセンター】

兵庫県医療機関生産性向上事務局 **TEL: 078-335-2372**

受付時間 午前9時～午後5時（平日のみ）※年末年始 12/29～1/3 除く